

コロナ禍の活動について（一部変更）Ⅱ

コロナ禍での活動について2022.05.01版を下記のとおり一部変更しました。
下記文中内で協会が主催／共催する大会及び事業等（以下、事業等と言う。）、チームが行う独自の大会・交流会・練習試合・合同練習等（以下、練習試合等と言う。）

記

1 期間

2022年7月1日から当面の間とする。

2 事業等に関する事項について

1) 事業等の開催日前、7日間の厳守事項

例：事業等の開催日が日曜日の場合

| | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 日曜 ⑦ | 月曜 ⑥ | 火曜 ⑤ | 水曜 ④ | 木曜 ③ | 金曜 ② | 土曜 ① | 日曜 ※開催日 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|

① 健康チェックの実施及びチェック表への記入。

② 県外で開催される大会及び交流会等参加については下記5を参照。

2) 事業等に参加後の厳守事項

① 参加後7日間は健康観察を実施する。

② 参加後7日間以内に、新型コロナウイルスに、り患したと診断が下った参加者は、早急に協会へ連絡する。

3) その他

上記2)①の健康観察期間中であっても、事業等の主催者が認めた場合は、出場又は参加することができる。

3 事業等の実施について

事業等の開催日、7日前の長野県内における最も警戒レベルが高いレベルを指す。

但し、協賛者等の事情でそれ以前に溯って可否を判断することもある。

※感染レベルは長野県が示すレベルを言う。

| 新型コロナウイルス 感染警戒レベル | 事業等の実施可否 |
|----------------------|--|
| レベル5以上 | 原則中止 ※ |
| レベル4 | 十分な感染対策を講じ、会場の規模に応じて募集チーム、入館者を制限することが可能であれば実施。 |
| レベル3以下 | 十分な感染対策を講じることで実施。 |

※ 協会が感染対策等を講じることで開催できると判断した場合を除く。

4 チーム等（チーム、審判員を含む）の県内活動について

感染警戒レベルは、チーム／審判員の主な活動・居住地の圏域かつ実施場所の警戒レベルを指す。

1) 実施後7日間は、上記2の事項を厳守。

※感染レベルは長野県が示すレベルを言う。

| 新型コロナウイルス 感染警戒レベル | 左記圏域内のチーム・審判員の活動 実施可否 |
|----------------------|--|
| レベル5以上 | 他チームとの接触は禁止。 他圏域への移動は原則禁止。 |
| レベル4 | 練習試合等は、以下の条件をクリアした場合に活動可能とする。 ・チーム責任者の自己責任のもと行う。 ・入館者数は座席使用率を十分検討し決定すること。 ・座席のない会場は3チーム以内とする。 ・最善の注意を払い十分な感染対策を行う。 |
| レベル3以下 | 練習試合等は、最善の注意を払い十分な感染対策を行い チーム責任者の自己責任のもと行う。 警戒レベル4の圏域のチームが参加する場合は、入館者の 座席使用率を十分検討し決定すること。 |

5 チーム等（チーム、審判員を含む）の県外活動について

1) 実施後7日間は、上記2の事項を厳守。

※感染レベルは政府分科会が示すレベルを言う。

| 新型コロナウイルス 感染状況 | 左記圏域内のチーム・審判員の活動 実施可否 |
|---|---------------------------------|
| 緊急事態宣言が発令された地域 蔓延防止措置が発令された地域 レベル3以上の地域 | 該当地域への往来は禁止。※ |
| レベル2以下の地域 | チーム責任者・個人の自己責任において、 行動を判断する。 |

※ 特別な事業等で出向く必要が生じた場合は参加者が事務局に申請し、協会が認めた場合を除く。

6 チーム等（チーム、審判員を含む）の県外からの往来について

1) 実施後7日間は、上記2の事項を厳守。

※感染レベルは政府分科会が示すレベルを言う。

| 新型コロナウイルス 感染状況 | チーム・審判員の往来について |
|---|-------------------------------|
| 緊急事態宣言が発令された地域 蔓延防止措置が発令された地域 レベル3以上の地域 | 該当地域からの往来は禁止。※ |
| レベル2以下の地域 | 主催者・往来者の自己責任において、 行動を判断する。 |

※ 特別な事業等で来県する必要が生じた場合は参加者が事務局に申請し、協会が認めた場合を除く。

7 申請書及び届出書について

1) 大会及び事業等を開催する場合

従前どおり事業等開催申請書を提出してください。

申請時において、依頼事項欄にチェックする項目 については事務局に相談してください。

2) 県外の大会等に参加する場合

チーム等が県外大会に参加する場合は、従前のどおり事業等申請書を提出してください。

3) 練習試合等を実施する場合

チーム等が練習試合、合同練習を行う場合は、届出書の提出は不要です。

※警戒レベルは下記表参照願います。

長野県

長野県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-sengen.html>

政府分科会

内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 感染ステージ

<https://corona.go.jp/emergency>